

広島中央エコパーク整備事業  
(高効率ごみ発電施設建設・運営)

特定事業の選定について

平成28年4月

広島中央環境衛生組合

広島中央環境衛生組合（以下「組合」という。）は、広島中央エコパーク整備事業として「高効率ごみ発電施設」及び「汚泥再生処理センター」の整備を予定しており、このうち、「高効率ごみ発電施設建設・運営（以下「本事業」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に準じて実施することとし、同法第 5 条第 3 項の規定により、実施方針を平成 27 年 10 月 19 日に公表した。

このたび、P F I 法第 7 条の規定により、本事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、その客観的評価の結果を公表する。

平成 28 年 4 月 14 日

広島中央環境衛生組合 管理者 藏田 義雄

## < 目 次 >

I. 事業内容等.....	1
1. 事業名.....	1
2. 対象となる公共施設等の種類.....	1
3. 公共施設等の管理者等.....	1
4. 事業の目的.....	1
5. 広島中央エコパーク構想.....	1
6. 施設の基本方針.....	2
7. 事業の概要.....	2
II. 組合が自ら事業を実施する場合とDBO方式により実施する場合の評価.....	4
1. 評価方法.....	4
2. 定量的評価.....	4
3. 定性的評価.....	5
4. 総合的評価.....	5

## I. 事業内容等

### 1. 事業名

広島中央エコパーク整備事業（高効率ごみ発電施設建設・運営）

### 2. 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理施設
建設地	東広島市西条町上三永簾地内
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
施設規模等	285 t / 日（95 t / 24 h × 3 炉）以下 ※ 民間事業者の提案によりガラス、陶磁器等を資源化等処理委託する場合は、当該委託分のみ施設規模を縮小できるものとする。
処理方式	ストーカ方式 ガス化溶融シャフト炉式 ガス化溶融流動床式 } のいずれか
供用開始	平成 32 年 10 月 1 日（予定）

### 3. 公共施設等の管理者等

広島中央環境衛生組合 管理者 藏田 義雄

### 4. 事業の目的

組合では、今後の一般廃棄物の処理に係る方針として、既存の焼却施設の老朽化及び最終処分場の埋立完了見込み等から、「平成32年度までに外部委託業者の活用を含めて最終処分量ゼロに向けた新たなごみ・し尿処理システムの構築の実現」を目指す。

### 5. 広島中央エコパーク構想

基本理念 ～快適に暮らせるまちの実現～

「高効率ごみ発電施設」と「汚泥再生処理センター」を中核施設として周辺地域の活性化や賑わいを創出する。

基本理念の実現

- 資源循環・エネルギー利用に優れた施設として整備  
⇒ 処理物全ての再資源化・処理時の熱による発電
- 災害対応・防災拠点を担う施設として整備  
⇒ 災害時の避難場所、災害廃棄物の速やかな処理
- 環境学習の拠点となる施設として整備  
⇒ 処理施設と管理棟内の学習スペースでの研修等
- 自然と地域を融合した施設として整備  
⇒ 旧山陽道（西国街道）との連結による自然散策

## 広島中央エコパークのイメージ

- 子供から高齢者までが幅広く、気軽に環境について学べる施設
- 災害時の避難場所としての機能を併せ持ち、かつ災害からの早期復旧に貢献できる施設
- だれもが気軽に集い、楽しみながら健康づくりにつながる施設
- 地域住民や市民の交流の場となる施設
- 憩いや自然と触れ合う場として楽しめ、自然エネルギーや余熱を利用した魅力ある施設

## 6. 施設の基本方針

本施設は、広島中央エコパーク構想の実現に向けての根幹となる施設であり、その建設・運営においては、以下の方針で進める計画としている。

### 【安全・安心の確保】

廃棄物処理体制を充実させ、住民の安全・安心を確保する。

- ・将来に渡って安定的な稼働が可能な仕組みを構築する。
- ・ダイオキシン類等の有害物質の低減を図る。
- ・事故対策及び耐震性・耐久性を万全にし、長期安定稼働が可能な施設とする。

### 【環境負荷の低減】

自然環境・生活環境に配慮し、環境への負荷を低減する。

- ・可能な限り自然環境・生活環境への負荷を低減する施設とする。
- ・資源循環、エネルギー回収及び利用に優れた省エネルギー化施設とする。

### 【計画的な財政運営】

財政負担の軽減に努め、計画的な財政運営の中で進める。

- ・限られた財源の中でも確実に廃棄物処理ができるようコストの低廉化を図る。
- ・敷地内の他施設と連携し、合理的で無駄のない施設の整備・運営を行なう。

## 7. 事業の概要

本事業はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

落札者のうち、建設工事請負事業者となる単独の企業又は特定建設工事共同企業体は、本施設の設計・施工業務を行う。

また、落札者は、運営事業者を設立し、約20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。

さらに落札者のうち、処理残渣等運搬事業者または資源化等処理事業者となる単独又は複数の企業は、約20年間の運営期間（試運転期間を含む。）にわたって、それぞれ本施設の処理残渣等運搬業務、資源化等処理業務を行う。

組合は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

### （1）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- 設計・施工期間：契約締結日の翌日から平成32年9月30日まで
- 運 営 期 間：平成32年10月1日から平成53年3月31日まで（20年6ヶ月間）

## (2) 契約の形態

組合は、本事業開始に当たり、民間事業者と協力し円滑に本事業を実施するための基本協定を民間事業者と締結する。

また、組合は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運營業務、処理残渣等運搬業務、資源化等処理業務を一括で委託し、若しくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結する。

さらに、組合は基本契約に基づき、建設工事請負事業者と本事業に係る建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係る運營業務委託契約を、処理残渣等運搬事業者と処理残渣等運搬業務委託契約を、資源化等処理事業者と資源化等処理業務委託契約をそれぞれ締結する。



## (2) 組合の財政負担額の比較

以上の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、組合が自ら実施する場合の財政負担額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
組合が自ら実施する場合	100.0
DBO方式により実施する場合	95.1

## 3. 定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合における定性的評価として、民間事業者に移転されるリスクの評価及び公共サービス等の水準の評価を行う。

DBO方式により実施する場合、民間事業者の経営能力、技術力及び運営能力等を活用することにより、次の効果が見込まれる。

### (1) 民間事業者に移転されるリスクの評価

DBO方式により実施する場合、本事業に係るリスクを「最も適切に管理できる者に移転する。」という考え方にに基づき、組合と民間事業者が適正に分担することにより、事業の安定性向上につながる。

民間事業者が負担するリスクに対しては、民間事業者が有するノウハウやリスク管理能力を活かすことにより、その顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できると考えられる。

### (2) 公共サービス等の水準の評価

本事業をDBO方式により実施することによって、以下に示すような公共サービス等の水準の向上が期待できる。

#### ① 建設工事及び運営を一体的に行うことによる事業の効率化

建設工事及び運営業務を一体的に実施することにより、施設の設計段階から建設や運営までを見据えた効率的な整備が期待できる。また、民間事業者が保有するノウハウや創意工夫の活用が期待できる。

#### ② 施設運営における公共サービス内容の向上

本施設の運営において、民間事業者が市場での競争において培った専門的な知識やノウハウが包括的に活用されることにより、長期的、安定的かつ継続的なごみ処理、住民の信頼、安心・安全、環境への配慮等の点で、より優れた運営が効率的に実施されることが期待できる。

## 4. 総合的評価

本事業をDBO方式で実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、4.9%の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク管理及び公共サービス等の水準の向上を期待することができる。

したがって、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第7条の規定に準じて、特定事業として選定する。